

## 隨 意 契 約 結 果 書

物品等の名称及び数量	豊岡河川国道事務所管内庁舎機械警備業務
契約担当官等の氏名並びに所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所長 増田 安弘 兵庫県豊岡市幸町10番3号
契約締結日	平成29年 4月 3日
契約の相手方の氏名及び住所	セコム(株) 東京都渋谷区神宮前1-5-1
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥40,608-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥40,608-
随意契約によることとした理由	<p>管内の事務所及び出張所には各種災害対策設備が設置されており、他者の侵入等によりこれら設備に被害が生じると防災業務に支障を来すことから、24時間体制による警備が必要となる。</p> <p>現在契約中の当該機械警備業務は、平成29年3月31日に契約期間が満了する。</p> <p>期間満了後においても業務の継続を要するところであるが、近畿地方整備局管内の機械警備業務については本局において府県単位毎の5年国債での一括発注方針が定められており、その予定時期は平成29年8月となっている。そのため、それまでの間、防犯機能が失われる期間が生ずることから、機械警備を継続させる必要がある。</p> <p>機械警備を新規調達する場合、警備機器の減価償却期間を考慮して、5年の国債契約とすることが一般的であり、1年2ヶ月の短期間の場合は極めて割高になるとともに、機器導入費用も必要となるなど、非効率かつ不経済となる。</p> <p>当該業者は現行機械警備業務を実施している業者である。当該業者と契約することにより、新規導入と比較して、減価償却が完了している現行機器を引き続き利用することによって導入費用が不要となるなど大幅に安価に、経済的な機械警備を行うことが可能となる。更に運用環境において、満足できる性能を有し、かつ、適切な対応を実施していることから、現行機器を引き続き使用するため、当該業者と随意契約を行うものである。</p>
備考	年間予定額 162,432円 (単価契約)